

昭和三十九年五月

### 四日市市議会会議録目次

五月十一日（月曜日）

会議録署名議員の指名について	一〇
会期の決定について	一一
四日市市議会議員の辞職について	一一
四日市市議会議員選挙について	一三
四日市市議会副議長選挙について	一四
四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について	一五
三重都市計画地方審議会委員選挙について	一六
四日市市議会常任委員会委員選任について	一六
専決処分について（二件）	一八
監査委員の選任について	一九
四日市市税条例の一部改正についてその他	二〇

ページ

昭和三十九年五月十一日

四日市市議會臨時會會議錄

四日市市議會

昭和三十九年五月四日市市議會臨時會議事速記録

○昭和三十九年五月十一日(月曜日)午後二時六分開會

○出席議員(三十七名)

宮	鈴	伊	志	前	喜	岩	坪	安	藤	錦	北	伊	酒	米
崎	木	藤	積	川	多	田	井	垣	谷		村	藤	井	田
春	愛	太	政	辰	野	久	妙		祐	安	与	宗	昌	好
吉	次	郎	一	男	等	雄	子	勇	一	吉	市	一	一	兼
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	速
														記

○議案説明のため出席した者（九名）

財	総	税	収	助	助	市
務	務	務	入			
課	課	部		役	役	長
長	長	長	役	役	役	長
伊	天	國	川	庄	二	平
藤	野	浦	崎	司	宮	田
涼	正	和	祐	良		佐
一	春	己	男	一	力	矩
君	君	君	君	君	君	君

○欠席議員（二名）

永	大	波	増	山	味	訓
田	島	部	山	本	岡	霸
利	武	権	英	栄	一	也
一	雄	太	一	一	郎	男
郎	君	郎	君	君	君	君
君	君	君	君	君	君	君

谷	橋	服	笠	高	山	早	加	前	須	伊	矢	荒	日	野	中	田	坂
口	詰	部	田	橋	中	川	藤	川	藤	藤	田	木	比	崎	島	村	上
専	興	昌	七	伊	忠	和	定	宗	総	泰	繁	武	義	貞	忠	末	長
九	隆	弘	衛	祐	一	一	男	雄	太	郎	一	郎	治	平	芳	勝	十
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○市議会議務局（四名）

事務局長	菊地英也君
議事係長	小坂靖君
主事	佐藤正俊君
事務試補	芳野孝君

稅務課長	小林正君
資産稅課長	伊藤治郎君

○議事日程

昭和三十九年五月十一日（月曜日）午後二時開会

- 才一 會議録署名議員の指名について
- 才二 会期の決定について
- 才三 四日市市議會議長の辞職について
- 才四 選挙才一号 四日市市議會議長選挙について
- 才五 選挙才二号 四日市市議會副議長選挙について
- 才六 選挙才三号 四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議會議員選挙について
- 才七 選挙才四号 三重都市計画地方審議委員会選挙について

- 才八 発議才五号 四日市市議會常任委員会委員選任について
- 才九 議案才九七号 専決処分について
- 才一〇 議案才九八号 専決処分について
- 才一一 議案才一〇一号 監査委員の選任について
- 才一二 議案才九九号 四日市市稅条例の一部改正について
- 才一三 議案才一〇〇号 四日市市都市計画条例の一部改正について
- 才一四 議案才一〇二号 四日市市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○本日の会議に付した事件

- 才一 會議録署名議員の指名について
- 才二 会期の決定について
- 才三 四日市市議會議長の辞職について
- 才四 選挙才一号 四日市市議會議長選挙について
- 才五 選挙才二号 四日市市議會副議長選挙について
- 才六 選挙才三号 四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議會議員選挙について
- 才七 選挙才四号 三重都市計画地方審議委員会委員選挙について
- 才八 発議才五号 四日市市議會常任委員会委員選任について
- 才九 議案才九七号 専決処分について

才一〇 議案才九八号 専決処分について

才一一 議案才一〇号 監査委員の選任について

才一二 議案才九九号 四日市市税条例の一部改正について

才一三 議案才一〇〇号 四日市市都市計画条例の一部改正について

才一四 議案才一〇二号 四日市市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

○議長(田村末松君) ただいまから昭和三十九年五月、四日市市議会臨時会を開きます。

本日の出席議員数は、三十四名であります。

本日の議事につきましては、あらかじめ御送付いたしました議事日程により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。

なお、議事説明者中、庄司助役は公務のため途中で退席いたしますから、御了承願います。

この際、御報告いたします。

本日までには議長に届け出のありました議内会派は、お手元に配布いたしました四日市市議会議員会派別名簿のとおりでありまして、全員六つの会派にそれぞれ所属されましたから御報告いたします。

○議長(田村末松君) ただいまより会議を開きます。

日程才一、会議録署名議員の指名を行ないます。

荒木議員、矢田議員にお願いすることにいたします。

○議長(田村末松君) 次に、日程才二、会期の決定についてを議題といたします。

今期、臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、一日と決定いたしました。

○議長(田村末松君) 次に、日程才三、四日市市議会議長の辞職についてを議題といたします。

本件は、私の一身上に関する案件でありますので、地方自治法才百七条の規定に基づき退席をいたします。

〔議長(田村末松君)退席、副議長(錦安吉君)議長席に着く〕

○副議長(錦安吉君) 田村議長退席いたしましたので、副議長の私が議長の代理をいたします。

本日、議長田村末松君から、議長の辞職願いが提出されております。まず、その辞職願いを朗読いたさせます。

〔議事係長(小坂靖君)朗読〕

辞 職 願

今般、都合により四日市市議会議長を辞職いたしたくお願いいたします。

昭和三十九年五月十一日

四日市市議会議長

錦安吉殿

○副議長（錦安吉君） おはかりいたします。

田村末松君の議長の辞職を、許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、田村末松君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

しばらくお待ち願います。

「田村末松君、議場中央に進む」

○田村末松君 一言、こんどの辞任にあたりまして、ごあいさつをいたします。

山本副議長の後を継ぎまして、いままで自分なりに努力をいたしてまいりましたつもりですが、その間皆さんの格別なる御指導と御鞭撻をいただきましたが、十分御期待にそえなかったことを心からおわびをいたします。

次の正副議長殿を中心として、こんごも円満なる議会の運営をはかり、市の発展と前進のためにこんごも努力を重ねていきたいと思っておりますので、どうか従来に変わらぬ御指導と御鞭撻を衷心よりお願いいたしまして、辞職のごあいさつにかえたいと存じます。（拍手）

○副議長（錦安吉君） 次に、日程才四、選挙才一号四日市市議会議長の選挙を行ないます。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、指名推選によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。指名の方法につきましては、伊藤宗一君に指名をお願いしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、伊藤宗一君に御指名願うことに決定いたしました。

伊藤宗一君。

「伊藤宗一君登壇」

○伊藤宗一君 私は、年長者のゆえをもちまして、ここに一言御報告を申し上げます。

さる四日、議長選挙が行なわれまして、ここに錦安吉氏が御当選をいたしました。皆さん御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めまして、錦安吉君を最適任者と思っております。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○副議長（錦安吉君） おはかりいたします。ただいま伊藤宗一君から指名のありました不当錦安吉を当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、錦安吉が四日市市議会議長に当選いたしました。

〔議長（錦安吉君） 議場中央に進む〕

○議長（錦安吉君） たいまは、全会一致をもちまして不肖の私が議長に就任することを御決議していただきました。まことにありがとうございます。

一身の光栄でございますし、不徳の者でございますけれども、皆さん方の御協力と御支援を期待いたしまして、議長に就任をさせていただきました。浅学非才でございますので、この重任をはたして十分に果しうるかどうかという点につきましては、いささか危惧の念を持つものでございますけれども、議長に就任いたしましたからには、誠心誠意、四日市市議会の円満なる運営と、四日市市の発展のために、また二十一万市民のために粉骨碎身の努力をばらう決意でございます。

いろいろ困難な事態も生ずると思えますし、いたらぬ点もあると思えますが、そのような場合には、どうか四日市市議会を代表する議長として、議員の、われわれの代表だという御気持ちから一つ市議会運営と繁栄のために不肖でございますが錦を御支援いただきたい。かように存ずる次でございます。

なにとぞ、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（錦安吉君） 次に、日程才五、選挙才二号四日市市議会副議長の選挙を行ないます。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

四日市市議会副議長に、笠田七衛君を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました笠田七衛君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、笠田七衛君が四日市市議会副議長に当選されました。

〔副議長（笠田七衛君） 議場中央に進む〕

○副議長（笠田七衛君） 過般の全員協議会におきまして、皆さまの全会一致のもとに副議長に推選していただきましたことは、私のとき非才の者にとりましてはまことに名譽の上もなく、つつしんで厚くお礼申し上げます。不肖の私が、この大任を果せるや否や実に心配をいたしております。

さいわいにして皆さまのあたたかき御同僚のもとに、大過なく今期を務めさせていただくよう重ねて皆さまの御指導、御鞭撻をお願いいたしまして、簡単にございますが、ごあいさつにかえる次でございます。（拍手）

○議長（錦安吉君） 次に、日程才六、選挙才三号四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙を行ないます。

本件は、今回、大袖武雄君が辞職され、欠員となりましたので、これを補充するためのものであります。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議会議員に、永田利一郎君を指名いたします。



おはかりいたします。ただいま指名いたしました永田利一郎君を、当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、永田利一郎君が、四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

○議長（錦安吉君） 次に、日程ヤ七、選挙オ四号三重都市計画地方審議会委員の選挙を行ないます。

本件は、今回、永田利一郎君が辞職され、欠員となりましたので、これを補充するためのものであります。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（錦安吉君） 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

三重都市計画地方審議会委員に、須藤総太郎君を指名いたします。

ただいま指名いたしました須藤総太郎君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、須藤総太郎君が三重都市計画地方審議会委員に当選されました。

○議長（錦安吉君） 次に、日程オ八、発議オ五号四日市市議会常任委員会委員選任についてを議題といたします。

おはかりいたします。常任委員の選任につきましては、すでに御選考願っておりますので、原案のとおり選任いたしましたと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、発議オ五号は、原案のとおり選任することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午後二時十八分休憩

午後二時五十分再開

○議長（錦安吉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、常任委員会の正副委員長の氏名を御報告いたします。

- |            |        |
|------------|--------|
| 総務委員会委員長   | 北村与市君  |
| 〃 副委員長     | 前川辰男君  |
| 教育民生委員会委員長 | 坂上長十郎君 |
| 〃 副委員長     | 山本栄一君  |
| 産業経済委員会委員長 | 伊藤泰一君  |
| 〃 副委員長     | 志積政一君  |
| 建設委員会委員長   | 藤谷祐一君  |

○議長（錦安吉君） 次に、日程才九、議案才九十七号専決処分について及び日程才十、議案才九十八号専決処分についての二件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たいま御上程いただきました専決処分に関する議案について、御説明を申し上げます。さる三月末日におきまして、昭和三十八年度の起債として申請しておきました都市計画事業資金並びに農業構造改善事業資金が予定額より増額決定され、また、土木災害復旧資金については、減額決定されましたので、さきに御決議賜りました起債額と、昭和三十八年度予算を直ちに更正する必要があるが生じましたが、議會を召集して御審議をわすらわすいとまがございませんので、やむなく地方自治法才百七十九条の規定によりまして、専決処分を行なったものであります。

よろしく御審議のうえ、御承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（錦安吉君） 御質疑がありましたら、御発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。これら二件は、委員会の付託、並びに討論を省略して議案の採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

おはかりいたします。議案才九十七号及び議案才九十八号の二件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、議案才九十七号及び議案才九十八号の専決処分についての二議案は、承認することに決定いたしました。

○議長（錦安吉君） 次に、日程才十一、議案才百二号監査委員の選任についてを議題といたします。

本件は、矢田議員の一人身上に関する案件でありますので、地方自治法才百十七条の規定に基づき同君の退席を求めます。

〔矢田繁郎君退場〕

○議長（錦安吉君） 本件に関する説明を求めます。

市長。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） たいま御上程の議案は、議會議員のうちから選任いたします監査委員といたしまして、過般の協議会において御内定いただいておりますとおり、矢田繁郎氏をわすらわすいとま存じ提案いたしましたものでございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○議長（錦安吉君） おはかりいたします。本件につきましては、質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。それでは、採決いたします。

おはかりいたします。本案は、市長の推選者に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、議案百二号は、これに同意することに決定いたしました。

〔矢田繁郎君議場中央に進む〕

○矢田繁郎君 ただいま市の監査委員に選任していただきましたこと、光栄と思っております。

私、監査委員は経験なく、なにかと不安であります。これからいっそう勉強いたしまして職責を全ういたす覚悟であります。どうかよろしくお願いいたします。

つきましては、いろいろと御注意、なお御協力を願わなければならないことがあるかと存じております。どうかよろしくお願いいたします。

えらい簡単であります。ごあいさつにかえる次でございませう。（拍手）

○議長（錦安吉君） 次に、日程十二、議案九十九号四日市市税条例の一部改正について、ないし日程十四、

議案百一号四日市市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

議案九十九号並びに議案百一号は、地方税法等の一部改正に従いまして、本市市税条例及び都市計画税条例に所要の改正をしようとするものであります。

今回行なわれました地方税法等の改正は、市町村民税所得割の不均衡の是正、固定資産税におきます評価制度の改正に伴います負担の調整、中小企業者の負担の軽減、電気・ガス税の税率の引き上げ、タバコ消費税の税率引き上げ、住宅建設の促進をはかるための不動産取得税及び固定資産税の負担の軽減等、住民負担の軽減合理化を目的とする処置が講ぜられたのであります。

これによりまして行ないますと、条例の主な改正点を税目別に御説明申し上げますと、市民税におきましては、身体障害者等の非課税範囲の拡張を行ない、年所得二十万円以下を非課税といたしております。

固定資産税におきましては、一部非課税範囲の拡大と、課税標準の特例によりますところの減税措置を講ずるとともに、新築住宅に対して課する固定資産税の軽減を行なうことにいたしております。

なお、新評価制度の実施に関連いたしまして、評価がえに伴う固定資産税の負担の調整、及び本年度第一期分の納期の変更を行なうものであります。

次に、軽自動車税は、道路運送車輛法の改正に伴い、標識取り付けの規定を整備し、電気・ガス税及び市タバコ消費税につきましては、電気・ガス税率を一〇引き下げて七〇とし、かわり財源として市タバコ消費税の税率を一・六〇引き上げて一五〇とするものであります。

都市計画税につきましては、固定資産税同様、所要の改正を行なうものであります。

次に、議案百一号固定資産評価審査委員会条例の一部改正案は、固定資産の新評価制度の実施に伴い、昭和三十

九年度に限り固定資産関係の縦覧期間が従前より一カ月繰り下げられたことにより、委員会の会期の規定の改正を行なう外、所要の改正を行なうものであります。

よろしく御審議のうえ、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（錦安吉君） 御質疑がありましたら、御発言願います。

前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 議案第九十九号並びに議案百号によって税の内容が変わるわけですが、これらにつきまして、担当者のほうからどのような形に本年度の税金が変わってくるのか、お伺いいたします。

それから、なお今回の改訂によりまして、固定資産税の宅地分の評価額の暫定措置が取られるわけですが、こういう一連の改訂のいままでの経過からいまして、かなり矛盾があるように思われるのですが、市のほうとしましては矛盾と取られないかもしれませんが、たとえば、二割上ることであるならば、評価した価格が仮に六倍になっておるものとしたとしても二割でとどめる、それから、再評価によって、ほんとうに二割の評価が出たものも、やはり同じように二割にすると、こういうようなことからいまして、それを一律に二割で切るといことは、たいへん問題があると思われまます。

こういう問題につきまして、税法の改正だからやむをえないということなのか。こんごのような問題に対しまして、市当局としてどういう処置を取られるのか、もうなされるままにやっていくのか、あるいはよい点はよいとして、悪い点については、検討を政府に願うとかいろいろあると思うんですが、そのへんのところに対する動き方についてお伺いしたいと思います。

〔税務部長（園浦和己君）登壇〕

○税務部長（園浦和己君） ただいまの御質問のキ一点につきましては、こんごお願いいたします一連の改正によりまして、四日市市の税額がどのようになるかと伺う御質問でございますが、改正の要点は、いろいろな考え方から市民税、固定資産税及び軽自動車税、電気・ガス税及びタバコ消費税、都市計画税というふうに、それぞれの税額にわたっておりますが、税額として直接影響のありますのは、むしろ四日市市の場合は、電気・ガス税及びタバコ消費税の關係でございます。固定資産税の評価がえによる作業によって税額としてはむしろ農地及び家屋につきましては前年度を下回る税額となりますし、宅地の税額は、昭和三十八年度の二割を限度として負担調整をされておりますので、若干、上回るという程度でございます。

お手元に差し上げております市税条例の一部改正案に沿いまして、御説明申し上げるならば、身体障害者の非課税範囲の拡張を行なって、年所得二十万以下を非課税といたしましたことによりまして、税額への影響は四日市市の場合には昭和三十八年度の実績からみまして、該当される方が二十四名でございます。これによって税額への影響は、非課税範囲を拡大いたしますことによって十八万円から二十万円に拡大することによって、税額への影響は二万円程度でございます。

電気・ガス税を八割から七割に一割引き下げることによって、税額への影響は約二千九百万円でございます。

タバコ消費税を引き上げることによって、増額が予定されますのが約一千六百万円でございます。

従いまして、電気・ガス税の伸び及び電力消費量が多いので、タバコ消費税に比べまして大きいので、差し引き約一千三百万円くらいの減収となる予定でございます。

固定資産税の評価がえによる税額への影響は、ただいませっかく集計中でございます。十五日には令書發布がで

きるよう手続き中でございますが、これを集計してみないともう少し正確な影響はわからないのでございますが、当初予算に計上いたしました数字と、そう変らないものと考えております。

御指摘の二問の固定資産税の評価がえに伴って、実際に作業を担当いたしました私たちといたしましては、評価額はいまのお話のように六倍に上ったけれども、負担の調整で税額を二割アップに押えたものと、二割近くしか上らないものは、そのまま二割近い税額の増額というような決定をしたのではないかと、及びそういった矛盾をどうするか、及び固定資産評価がえの作業の中で、いろいろと考えさせる問題があったと思うが、それをこんごどうするかという御質問でございますが、一応課税の時期が終りまして、令書発布いたしましたので、私たちは一息つきましたならば、課税評価並びに課税の段階におきまして、それぞれの問題点を検討していきたいと思ひまして、そういった事項がございますならば、昭和三十九年度から四十一年度までの間に、それぞれの機関でわが国の税制及び固定資産課税の制度上の問題等が、国において論じられると思ひますので、その機関に対して四日市市で体験し、考えた問題点をもち込みまして、なるべく税負担の公平という線で税法の改正が、あるいは規則の改正がなされるように努力をしていくつもりでございます。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 たいまのお答え、非常に要をえておりまして、よくわかつたわけですが、ここで市長にお願いしておきたいと思ひんです。

と申しますのは、工業都市、とくに四日市市のような新しい工業都市としましては、大企業がたくさん資本の投下をやります。そうすると、当然、税金がたくさん入ってくる。これが現在の仕組になっておりますが、問題は工場がくれば金が入ってくるというんじゃないやなくて、現在の税の体系、たいま税務部長がいわれました税の体系という

ものがそうさせておるのであります。従って、そのところを根本的に解明されなければ、せっかく最初の意図したものが途中から変更されてくるということ、このことはいままでの税法の一部改正という形の中で、ずいぶんと現われてきておると思ひます。従って、そのところに対する市の考え方というのが、先ほど税務部長がいわれましたように、よりいっそう積極的に政府のほうに要求をし、たとえば、大規模償却資産をもって都市だけつくっております特別の連絡会議が市においてありますが、そういうところで税率の引き上げを要請するような、あの様な形をもっと積極的にとらなければ、せっかくいい条件があつても、あとから抜けていくという形が出てくるだけでなくして、むしろそのようなことによつて、よくなるはずのものがかえつて都市としての形体が悪くなるということがあつるわけです。

従つて、その点を十分御研究願ひまして、たいま税務部長のいわれました件について、積極的な取りきめをしていただくことを要望して終ります。

○議長（鍋安吉君） 他に御質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

他に御質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。これら三件は、委員会の付託並びに討論を省略して、議案の採決を行ないたいと思ひますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鍋安吉君） 御異議なしと認めます。それでは、採決いたします。

議案九十九号ないし議案百一号の三件を、原案どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。よって、議案第九十九号四日市市税条例の一部改正について、ないし議案才百一号四日市市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。以上をもちまして、本臨時会の議事日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ五月臨時会を閉会いたします。

午後三時十五分開会

右、地方自治法才百二十三条才二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	田村末松
四日市市議会議長	錦安吉
署名議員	荒木武治
署名議員	矢田繁郎